

## 社会福祉法人神川町社会福祉協議会結婚相談所運営要綱

### (目 的)

第1条 結婚相談所は、結婚を希望する住民の相談に応じ、理解と信頼に基づいて資料の提示、助言等を行い結婚への橋渡しをすることを目的とする。

### (名称及び運営)

第2条 この結婚相談所の名称は神川町社会福祉協議会結婚相談所（以下「相談所」という。）と称し、神川町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置し、運営するものとする。

### (相談所)

第3条 相談所の設置場所及び開設日時は下記のとおりとする。

| 相談日     | 相談場所          | 相談時間        |
|---------|---------------|-------------|
| 毎月第1水曜日 | 総合福祉センターいこいの郷 | 13:30～16:00 |

(なお、相談日が祝祭日のときは翌日とする。)

2 相談は無料とする。

### (相談員)

第4条 相談所に相談員若干名を置く。

2 相談員は、住民の福祉に関し理解と識見を有し、社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）が委嘱する。

3 相談員は、相談に丁寧に応じるとともに、経緯を記録しなければならない。

4 相談員は、関係機関との連絡を密にし、相談者に対し適切な助言や指導に努めなければならない。

5 相談員は、相談によって知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはいけない。

6 相談員は、必要に応じ、取り扱った事例について研究し、相談事業の向上を図るものとする。

### (相談員の任期)

第5条 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事務員)

第6条 この相談所の庶務を行うため事務員を置く。

2 この相談所の庶務は社協職員をもってこれに充てる。

### (会 計)

第7条 この相談所の会計は毎年4月1日から3月31日までとし、収支を明らかにしておくものとする。

### (委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

## 付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する

この規程は、平成18年1月1日から施行する

この規程は、平成20年4月1日から施行する。